# 

Contents

/ 自社サイトへの他人著作物の利用(引用と無断転載の区別)/ 人手不足時代の人材戦略 / 法改正情報 / システム担当者が入社しました!

### PICKUP LAW NEWS

自社サイトへの他人著作物の利用(引用と無断転載の区別)

自社サイトに他人のサイトに掲載された写真や文章を利用したいと思っ たことないでしょうか?

私はあります。

今このコラムを書いている瞬間も他の弁護士が書いた記事や本などをそ のまま利用できたらと考えてしまいます(もちろんしませんが)。 しかし、皆さんもお分かりのとおりそれはできません。「著作権」がある からです。



福岡県朝倉市出身。福岡をより楽しく、 より便利にしようと奮闘する経営者の皆 様を心より尊敬しております。どんな些 細な問題でもご相談ください。

#### 著作権とは?

著作権とは、著作物を創作した人(著 作権者)に与えられる著作物の独占的 な利用権(複製や改変、著作権の譲渡 権などを含む)を指します。

著作権は、著作権者にしかありませ んので、著作権者が利用等を承諾しな ければ、著作権者以外の人は著作物を 勝手に利用できません。

もし、著作者の承諾を得ずに著作物 を利用した場合、使用の差止、民事上 の損害賠償請求、さらには刑事罰(著作 権法119条以下)を受ける可能性すら あります。

このように著作権は強い権利です。

他人の著作物を自社のサイトで使用 する場合などは、原則として著作権者 の承諾をえなければなりません。

しかし例外的に、著作権者の承諾を 得ずに著作物を利用できる場合につい て、著作権法はいくつかの規定を定め

その1つが「引用」です(著作権法32 条1項)。

#### 引用とは?

引用とは、著作権法の定める一定の 要件に該当する場合に、著作権者の承 諾なしに著作物を利用できる著作権法 上の規定(著作権法32条1項)です。

適法な引用といえるためには、以下 の5つの要件が必要とされます。

- ① 引用元が公表された著作物である
- ② 引用部分と自己の著作物が明瞭 に区別されること
- ③ 自己の著作物と引用部分に主従 の関係があること
- ④ 出所明示がされていること
- ⑤ 引用する側も著作物であること

このうち、②③④の要件について解説 します。

#### 1 明瞭区別性

引用においては、自社の著作部分と他 人の著作物部分が、カギ括弧その他の表 示によって、明確に区別されていることが 必要とされます

#### 2 主従関係

引用する側の著作物が主で、引用され る側の著作物が従の関係にあることをい

「主従関係」が引用の要件になること は、昭和~平成初期の裁判例によって示 されました。

しかし、最近の裁判例の傾向としては、 「主従関係」という枠組みにとらわれず、 「引用としての利用に当たるか否かの判 断においては、他人の著作物を利用する 側の利用の目的のほか、その方法や態 様、利用される著作物の種類や性質、当 該著作物の著作権者に及ぼす影響の有 無・程度などが総合考慮されなければな らない。|(平成22年10月13日知財高裁 判決)として、総合考慮で決めるとする裁 判例がでてきました。

結局は、引用の方法等を総合的に判断 して決めるとしており、実際に引用を行お うとする場合には、裁判例等を参考として 境界を見極めることが必要となります。

#### 3 出所明示

引用された著作物の出所が、利用の態 様に応じて合理的と認められる方法によ り明示されていることが必要です(著作権 法48条1項1号)。

例えば、本の引用であれば、引用元の 書籍名や著者を注釈でつける方法が一 般的です。

写真の引用についても、その出典や撮 影者名を書くことによって出所を明示する ことが一般的に行われています。

#### これって引用?

以下に、具体的な事例を挙げて、適法 な引用に当たるかどうかを検討します。

#### 事例1

一般人が趣味で作成し、SNS に公開し て誰でも閲覧できるようにした風景写真 を、自社サイトの背景画像に利用する ことは著作権侵害となるか?

一般人が撮影した風景写真であって も、被写体の選択、場所や日時の選択、構 図の決定、シャッタータイミングなどに個 性を発揮する要素があるため、著作物と 認められます。

また、SNS等に公開され、誰でも閲覧可 能な状態になった画像であっても、著作権 は著作権者に留保されています。

では、本件は引用にあたるでしょうか? 説明してきたとおり、引用にあたる場合 には著作権保護の例外として著作権者の 許諾なく著作物を利用できます。

しかし結論として、本件は引用にはあた りません。

本件では、風景写真を自社サイトの背 景画像として利用しようとしています。

しかし、背景画像は一般的にサイトを彩 ることを目的としており、本件の写真を使 う必然性はありません。

また、背景画像として大々的に表示する ことは、背景画像がサイトの主たる要素に なってしまい、主従関係という点でも問題 となりえます。

そのため、本件の事例では、撮影者の 許諾をとらなければ、著作権侵害となる可 能性が高いです。

しかし、背景画像は一般的にサイトを彩 ることを目的としており、本件の写真を使 う必然性はありません。

また、背景画像として大々的に表示する ことは、背景画像がサイトの主たる要素に なってしまい、主従関係という点でも問題 となりえます。

そのため、本件の事例では、撮影者の 許諾をとらなければ、著作権侵害となる可 能性が高いです。

#### 事例 2

書籍の批評のために、書籍の表紙を写 真撮影し批評ブログの内容として掲載 したことは著作権侵害となるか?

まず、書籍の表紙についても、表紙に絵 やデザインが掲載されている場合には、 書籍の表紙や書影も著作物となり、著作 権保護の対象となります。

では、本件のような使用方法は引用に なるでしょうか?

本件については、引用と認められる可 能性があります。

書籍の表紙は、その書籍の内容と密接 な関係を有しています。

表紙を載せることで引用の対象を視覚 的に示すことができ、批評として有用であ るともいえます。

また、批評や紹介という目的は、他人の 著作物を利用する目的として正当なもの

したがって、出所明示等の要件を満た せば、適法な引用といえます。

ただし、引用となるかの判断は個別の 事情により異なりますので、可能な場合に は出版社など権利者の許諾を得るのが望 ましいでしょう。

#### おわりに

引用は、文化の発展にとって重要な制 度です。

仮に全く引用が許されないとすれば、 著作物の批評や紹介のために毎回著作 権者の許可をとらなければならず、情報 伝達や自由な表現の妨げとなってしまい

しかし一方で、著作権者の利益にも配 慮する必要があるのは当然です。

裁判所は、著作権と引用のバランスを とろうとして、諸々の要素を総合考慮する としており、引用にあたるかの判断は簡単 ではありません。

もし、他人の著作物の利用にあたって 判断に迷う場合には、弊所にご相談いた だけますと幸いです。

## **TOPICS**

## 人手不足時代の人材戦略

#### はじめに

昨今、あらゆる業界で人材難が進み、 採用が難しい時代になっています。

弊所の属する弁護士業界もそうです。

司法試験に合格し、新たに弁護士資格 を取った人材の大半が東京・大阪の事務 所に集中しています。

その理由は、離婚、相続などの一般民 事案件よりも、大企業の企業法務案件、海 外案件を好む人が多いからだと言われて います。

福岡の事務所では、アジアに進出して いる弁護士事務所が人気です。

そのため、福岡の多くの事務所が弁護 士の採用に苦戦している印象です。

#### 離職者を出さない対策が重要

新卒ではなく、中途での採用を試みて も、なかなか応募が集まりません。

昨今エージェント採用が活発ですが、 年収の3割以上が手数料としてかかりま す。仮に弁護士の年収を1000万円だとし たら、300万円の手数料が発生してしまい ます。

このような状況では、募集に力を入れる



だけでなく、離職者を出さない対策が重 要です。

賃金で同業者に負けないのはもちろ ん、土日休みや時短勤務を取り入れるな ど、働き方改革を推進し、自社の魅力を高 める必要があります。

とはいっても、弁護士という仕事は人材 の流動性が高く、離職者を出さないのに は限界があります。

そのため、たくみミ法律事務所では特定の弁護士に頼らない仕組みづくりに力を入れています。

弁護士が入れ替わっても代替できるマ ニュアル作りです。 また、弁護士資格を持たないパラリーガルが代替できる業務の範囲を拡大するなどの工夫をしています。

#### おわりに

最後に、人材難の時代における弊所の 取り組みをまとめます。

- ①自社の魅力を高めて募集
- ②離職者を出さない対策
- ③人が入れ替わっても成り立つ仕組み づくり

業界問わず、人材難で経営が苦しくなっているケースは増えていますので、是非ご参考にしていただければと思います。

## 法改正情報

2024年10月1日より、パートやアルバイトなどの短時間労働者が社会保険の適用対象となる事業所の範囲が拡大されます。

これまでは従業員数101人以上の企業が対象でしたが、10月から「従業員数51人以上」に広げられます。

社会保険に加入することにより、パート・アルバイトの方の保証が充実しますが、会社と従業員の社会保険料の負担が増えることになりますので、新たに適用対象となる事業所ではご注意ください。

詳しい適用要件などは弊所にお問い合わせください。

## システム担当者が入社しました!

弊所のメンバーとして、新たにシステム担当者が加わりました。

各種 IT システムの導入や事務所内のヘルプデスク業務、

そして弁護士業務の効率化を推進する役割を担っていただきます。

弁護士業界でも IT の活用が不可欠な時代となっています。

業界の常識にとらわれず新たなことに挑戦を続け、

より質の高いサービスを提供してまいります。



